

第430回川越市農業委員会総会議事録
(公開用)

川越市農業委員会

第 4 3 0 回 川 越 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

1. 開催年月日 令和元年12月25日
2. 開催場所 川越市農業ふれあいセンター 研修室兼視聴覚室
3. 開会時刻 午前 9時30分
4. 閉会時刻 午前 10時10分
5. 招集者氏名 農業委員会会長 石川 秀 夫
6. 議長の氏名 農業委員会会長 石川 秀 夫
7. 委員出席者数 16名

内 訳							
議席	氏 名	出欠	備 考	議席	氏 名	出欠	備 考
1	福 田 純 一	欠		10	塩 野 謙 吉	出	
2	中 野 一 明	出		11	渋 谷 武	出	
3	矢 部 節	出		12	石 川 秀 夫	出	
4	吉 崎 一 行	出		13	栗 原 明	出	
5	鈴 木 一	出		14	今 野 英 子	出	
6	関 根 誠	出		15	山 田 哲 也	出	
7	長 岡 清	出		16	粕 谷 貞 夫	出	
8	須 賀 庄次郎	出		17	米 原 民 子	出	
9	内 田 光 夫	出					

8. 議事参与者

職	氏 名	職	氏 名

9. 事務局

職	氏名	職	氏名
事務局長	宇津克巳	主事補	飯島佑加
副事務局長	石田秀樹		
副主幹	廣川慎司		
主査	榎本亮太		
主事	山本和慶		

10. 開会

会長 石川秀夫 は議長席に着き、出席委員が定足数に達していることを確認した後、令和元年12月25日第430回川越市農業委員会総会の開会を宣言する。

11. 議事録署名委員選任の件

議長 石川秀夫 は、本件に対し、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任する。

委員 内田 光夫

委員 塩野 謙吉

委員 渋谷 武

12. 議決事項及び議事の要領

報 告 第 1 号

総会の所管に関する報告書について

議長は、別添報告について、事務局に説明を求めた。

事務局は「総会の所管に関する報告書11月分について報告する。農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書については、合計3件、8筆。農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書については、合計10件、20筆。農地改良届については、合計6件、7筆。農地法第3条の規定による許可申請書取下願については、合計2件、6筆。農地法第5条の規定による許可申請書取下願については、合計1件、2筆。農地法第18条第6項の規定による通知については、合計1件、1筆。相続税の納税猶予に関する3年毎の農業継続証明書については、合計10件、10筆。相続税の納税猶予に関する適格者証明書については、合計1件、1筆。農地法第3条の3の規定による届出書については、合計23件、152筆の届出があった。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、議事を進めた。

議 案 第 1 号

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第1号議案は、申出件数2件、総筆数10筆、総面積4,386.52㎡について申請があった。このうち、『使用貸借権設定』が1件、『所有権移転』が1件である。はじめに、『使用貸借権設定』、続いて『所有権移転』について説明する。12月総会で審議する申出は『新規』における『使用貸借権設定』で、令和2年1月15日から契約期間が設定されるものになる。今回の申出は、すべて

借り手の要件を満たしている。新規の申出のため、借り手の経営状況について読み上げる。整理番号1番は、9筆、3,814.52㎡で、約5年の使用貸借権設定の申出である。借受人は、現在34歳で、世帯の合計従事日数は年間150日以上、家族と共に約197アールの農地を耕作している農家である。近隣の所有農地と併せて耕作し、集積を図るとともに、経営の拡大を図るための申出である。通作距離は、約3.8kmである。整理番号2番は、1筆、572㎡で、所有権移転の申出である。譲受人は、現在66歳で、41歳の長男が後継者となっている。農業従事日数は年間300日、家族と共に約244アールの農地を耕作している農家である。近隣に所有する農地と併せて耕作し、集積を図るとともに、経営の拡大を図るための申出である。通作距離は、約500mである。以上のことから、整理番号1番と2番については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられる。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号1番と2番については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をそれぞれ満たしているため農用地利用集積計画を決定することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第1号について原案どおり決定する。

議 案 第 2 号

農地法第3条第1項の規定による許可について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の2号議案は、件数6件、筆数11筆、面積7,850㎡についての申請があった。整理番号1番については、経営拡張のため所有権移転、1筆、337㎡の申請である。譲受人は、現在58歳で、農業従事日数は年間150日以上、約124アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張

を図りたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約 50 m である。整理番号 2 番については、経営拡張のため所有権移転、2 筆、876 m²の申請である。

譲受人は、現在 58 歳で、農業従事日数は年間 150 日以上、家族と共に約 285 アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張を図りたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約 1.5 km である。整理番号 3 番については、経営拡張のため所有権移転、2 筆、1,779 m²の申請である。譲受人は、現在 70 歳で、農業従事日数は年間 150 日以上、家族と共に約 188 アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張を図りたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約 480 m である。整理番号 4 番については、経営拡張のため所有権移転、2 筆、2,276 m²の申請である。譲受人は、現在 45 歳で、農業従事日数は年間 150 日以上、家族と共に約 270 アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張を図りたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約 200 m である。整理番号 5 番については、経営拡張のため所有権移転、1 筆、295 m²の申請である。譲受人は、現在 62 歳で、農業従事日数は年間 150 日以上、家族と共に約 68 アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張を図りたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約 300 m である。整理番号 6 番については、経営拡張のため所有権移転、3 筆、2,287 m²の申請である。譲受人は、現在 69 歳で、農業従事日数は年間 150 日以上、家族と共に約 211 アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張を図りたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約 400 m である。以上のことから、整理番号 1 番から 6 番については、許可できない場合が規定された、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可することによろしいかお諮りする。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号 3 番について、調査報告する。整理番号 3 番は 2 筆、1, 7

79㎡の申請である。譲受人は、昭和24年生まれの現在70歳で、約188アールの田畑を耕作している。世帯の農業従事日数は150日以上、取得する予定の田んぼは水稻を栽培するとのことであった。米作りに必要なトラクター、田植機、コンバイン等すべて確認してきた。本人の性格は、几帳面で温厚であり、人望がある。以上のことから、地元委員としてはやむを得ないと判断する。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

委員から「整理番号4番について、調査報告する。譲受人の耕作面積は270アールであり、多品目の作物を耕作している。保有農機具はトラクター3台、トラック4台などである。問題はなく、これからも一生懸命農業に取り組んでいって欲しいと思っている。以上のことから、地元委員としてはやむを得ないと判断する。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

委員から「整理番号6番について、調査報告する。12月19日に譲受人宅を訪問した。それ以前にも自作地や、申請地の確認をしてきた。譲受人は昭和25年生まれの69歳であり、家族で農業を行っているが、譲受人本人の従事日数は300日である。耕作面積は田畑合わせて211アールである。自作地も問題なく管理されていた。農機具等については、トラクター、コンバインなどそろっている。譲受人は今回の申請地の隣地を持っている。譲渡人は遠方に住んでおり年1、2回ほど草刈りのために来ていたが、農業の経験がない。今回譲受人が見つかり申請に至ったとのことである。以上のことから、地元委員としてはやむを得ないと判断する。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、他に意見を求めた。

議長は、他に意見がなかったため、整理番号1番から6番については、許可できない場合が規定された農地法第3条第2項各号にそれぞれ該当しないこととし、許可することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第2号について原案どおり許可するこ

とに決定する。

議 案 第 3 号

農地法第4条第1項の規定による許可申請書に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の3号議案については、件数1件、筆数1筆、面積204㎡についての申請である。整理番号1番については、農家住宅敷地拡張のため1筆、204㎡の申請である。申請人は現在申請地の隣地にて暮らしている。自宅の敷地内にある農業用倉庫は建築から約60年以上が経過しているため、この度建て替えることになった。建て替えに伴い申請地が必要であること、また既存の敷地内だけでは車の転回スペースがないため道路へ出る際に非常に危険な状態となっていることから敷地の拡張をしたいとの申請である。農地区分については第1種農地であると考えられるが、既存敷地の拡張であり、拡張される面積が既存施設敷地面積の2分の1を超えないため不許可の例外に該当すると考えられる。資力については、全額を自己資金にて賄う旨の計画書が提出されている。以上のことから、整理番号1番については、立地基準および一般基準として許可できない場合が規定された農地法第4条第6項各号それぞれに該当しないこと、また総合意見として許可相当であるとの意見を付すことによろしいか、お諮りする。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号1番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第4条第6項各号に該当しないため、総合意見として許可相当とすることで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、整理番号1番については、総合意見として許可相当と意見を付すことに決定する。

議 案 第 4 号

農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の4号議案は、件数10件、筆数39筆、面積33,163.95㎡についての申請があった。整理番号1番については、診療所新築のため賃借権設定、12筆、6,634.95㎡の申請である。譲受人は平成17年4月に設立し、診療所の経営を主な業務としている。同法人は現在県内に2か所の診療所を運営しているが、申請地は県道に近接していることでアクセスが良く、需要が見込めることから適地と判断し、賃借にて借り受け、他地目と一体で診療所建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。資力については、全額を融資にて賄う旨の計画書が提出されている。排水については、東側道路に埋設されている公共下水道管へ放流する計画である。整理番号2番については、住宅新築のため所有権移転、1筆、190㎡の申請である。譲受人は現在実家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、独立生計を考え住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し宅地と一体で住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。資力については、全額を融資にて賄う旨の計画書が提出されている。排水については、合併浄化槽を経て、東側道路側溝へ放流する計画である。整理番号3番については、住宅新築のため所有権移転、2筆、273㎡の申請である。譲受人は現在借家にて暮らしている。子供の成長とともに現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、妻の実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第3種農地であると考えられる。資力については、全額を融資にて賄う旨の計画書が提出されている。排水については、前面道路に埋設されている公共下水道管へ放流する計画である。整理番号4番については、駐車場敷地拡張のため賃借権設定、1筆、

343㎡の申請である。譲受人は平成6年6月に設立し、倉庫業・運送業を主な業務としている。現在申請地の隣地には同法人が借り受けている駐車場があるものの、狭隘化していることから車両の一部は道路上に一時的に駐車していることで非常に危険な状態となっている。また、敷地内は職員通勤用車両と事業用車両が混在して駐車しているため、業務に支障をきたしている。そのため、職員・来客専用の駐車場を探していたところ申請地が見つかったため、賃借にて借り受け12台分の駐車場として使用したいとの申請である。農地区分については、第1種農地であると考えられるが、既存敷地の拡張であり、拡張される面積が既存施設敷地面積の2分の1を超えないため不許可の例外に該当すると考えられる。資力については、全額を自己資金にて賄う旨の計画書が提出されている。整理番号5番については、住宅新築のため使用貸借権設定、1筆、229㎡の申請である。譲受人は現在借家にて暮らしている。子供の成長とともに現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、使用貸借にて借り受け住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。資力については、全額を融資にて賄う旨の計画書が提出されている。排水については、前面道路に埋設されている公共下水道管へ放流する計画である。整理番号6番については、農地改良のため一時使用貸借権設定、17筆、24,860㎡で、許可後3箇月間の一時転用の申請である。申請地は、水捌けが悪いため、雨が降ると排水できず、耕作に支障をきたしている状況であることから、良質土により30センチの盛土を行い、畑として使用するとの地主の意向により申請されたものである。工事完了後は、大根やホウレン草などの野菜の作付けを行う計画である。農地区分については、第1種農地と農用地区域内であることから、全ての筆で農地の転用は原則不許可だが、一時的な利用であり、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼさないことに該当すると考えられる。整理番号7番については、住宅新築のため所有権移転、1筆、250㎡の申請である。譲受人は現在借家にて暮らして

いる。この度転勤に合わせて住宅の建築を計画した。そこで、通勤に便利な申請地が適地と考え、売買にて取得し住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第3種農地であると考えられる。資力については、全額を融資にて賄う旨の計画書が提出されている。排水については、前面道路に埋設されている公共下水道管へ放流する計画である。整理番号8番については、住宅敷地拡張のため所有権移転、1筆、50㎡の申請である。譲受人は現在、申請地の隣地にて暮らしているが、家財道具の増加により既存敷地内だけでは対応しきれなくなっており、適地を探していたところ申請地が見つかったため敷地の拡張をすることで家財道具の置き場の確保をしたいとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。資力については、全額を自己資金にて賄う旨の計画書が提出されている。整理番号9番については、住宅新築のため所有権移転、1筆、241㎡の申請である。譲受人は現在借家にて暮らしている。子供の成長とともに現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。資力については、全額を融資にて賄う旨の計画書が提出されている。排水については、合併浄化槽を経て、南側道路側溝へ放流する計画である。整理番号10番については、住宅新築のため所有権移転、2筆、92.29㎡の申請である。譲受人は現在借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、通勤に便利な申請地が適地と考え、売買にて取得し宅地と一体で住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。資力については、全額を融資にて賄う旨の計画書が提出されている。排水については、合併浄化槽を経て南側道路側溝へ放流する計画である。以上のことから、整理番号1番から10番については、それぞれ立地基準と一般基準として許可できない場合が規定された農地法第5条第2項各号に該当しないこと、また総合意見として許可相当であるとの意見を付すことによろしいか、

お諮りする。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号1番について、調査報告を行う。12月16日に農地利用最適化推進委員と共に現地にて話を聞いてきた。譲受人は他市に開設し、循環器医療を中心に消化器内科、呼吸器内科、一般内科を診療する医療機関である。申請地の耕作状況は半分田畑として耕作されているが、残りは管理されているだけである。

申請理由は、外来患者の増加に伴い、診療所や待合室、人員増加に伴う管理スペースが不足しているため、拡張したいとのことである。当地での事業計画は、地域医療の向上を目指し、最新で丁寧な医療を提供したいとのことであった。隣地との境界はブロックで囲み、雨水は敷地以外に出さないとのことであった。近隣住民には説明を行い、了承を得ている。以上のことから、地元委員としてはやむを得ないと判断する。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

委員から「整理番号6番について、調査報告を行う。12月19日に譲受人と譲渡人の代表者に話を聞いてきた。譲受人の話では、近隣の山林の土を使用することであった。悪い残土を使うとのことではないため、まったく問題ないと思われる。今回申請地を見て、台風の影響で現在もハウレンソウがあったが、黄色く変色しており販売できない状態であった。今後も大雨が降るたびにこのような被害が出るのはいかなるものかと感じた。道から30cmほど低く、そして申請地のまわりは盛り土がされており、特に低いようであった。譲受人も周りにも迷惑をかけないように行うとの話であったため、地元委員としてはやむを得ないと判断する。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、他に意見を求めた。

議長は、他に意見がなかったため、整理番号1番から10番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第5条第2項各号に該当しないこと、また、総合意見として許可相当とすることとし、整理番号1番については、「雨

水や排水は適正に処理し、周辺農地及び水路に支障を与えないこと。」整理番号 6 番については、「事業計画を遵守し、周辺農地及び水路に支障を与えないこと。」と条件を付すことで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、多数の賛成が得られたため、議案第 4 号について総合意見として許可相当とし、整理番号 1 番と 6 番については条件を付すことに決定する。

以下余白

13. 閉会

議長 石川 秀夫 は議案の審議がすべて完了したため、第430回
川越市農業委員会総会の閉会を宣言し、一同散会する。

14. 署名

この議事録が正当であることを証明するため、下記に署名捺印をする。

令和2年1月6日

議長 石川 秀夫 印

委員 内田 光夫 印

委員 塩野 謙吉 印

委員 渋谷 武 印
